

青森県報

第二千四百六号

平成十六年
十一月十七日
(水曜日)

目次

告 示

平成十六年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更

右 同

道路の区域の変更

道路の供用の開始

公有水面埋立ての免許

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告

地域森林計画の案の縦覧

開発行為に関する工事の完了

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

出先機関

土地改良事業の工事の完了

道路の位置の指定

(財政課) 一

(市振興課) 三

(同) 三

(道路課) 三

(同) 三

(港湾空港課) 四

(県民生活政策課) 五

(林政課) 五

(建築住宅課) 五

(同) 六

(西地方農林水産事務所) 六

(むつ県土整備事務所) 六

告

示

青森県告示第六百八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき平成十六年十一月十日専決処分した平成十六年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領は、次のとおりである。

平成十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

平成16年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）

平成16年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,573千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ769,209,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地方交付税	227,682,730	858	227,683,588
1	地方交付税	227,682,730	858	227,683,588
9	国庫支出金	140,890,502	1,715	140,892,217
2	国庫補助金	85,507,042	1,715	85,508,757
歳 入 合 計		769,206,891	2,573	769,209,464
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
6	農林水産業費	104,157,824	2,573	104,160,397
1	農業費	28,171,941	2,480	28,174,421
6	水産業費	22,905,760	93	22,905,853
歳 出 合 計		769,206,891	2,573	769,209,464

青森県告示第六百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を平内町大字浜子字堀替に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡平内町大字浜子字堀替三五の七、三五の二六の地先公有水面埋立地 四、〇九〇・九一平方メートル

青森県告示第六百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を平内町大字浜子字堀替に編入する旨の届出があったので、同法第九

条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡平内町大字浜子字堀替三二の六、二七三、五四六、五四八の地先公有水面埋立地 七、二三八・一五平方メートル

青森県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十二月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後			
1	県道	五所川原岩木線	弘前市大字高杉字岡田二一の一から 弘前市大字高杉字神原三五の一まで	前 一六・〇〇メートルから 一九・五〇メートルまで	後 二四・〇〇メートルから 二七・〇〇メートルまで	三、一一四・七〇メートル	二、九〇〇・〇〇メートル	

青森県告示第六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十二月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
青森県 鰹ヶ沢蟹田線	西津軽郡木造町大字菰槌字三好野一一五の一から 西津軽郡木造町大字菰槌字鴻ノ巣四九の三まで	平成一六・二・二六

青森県告示第六百九十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年十一月九日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十六年十一月十七日

深浦港港湾管理者 青森県
代表者 青森県知事 三村 申吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字深浦字浜町二九〇番地一から二九五番地を経て三〇〇番地一に至る間の土地に接する国道に接する国有海浜地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点を結ぶ平成十五年の秋分の日の満潮位（D・L・プラス〇・三〇四メートル）における公有水面と陸地との境界線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 深浦港深浦西防波堤灯台（北緯四〇度三八分四〇秒六〇、東経一三九

度五五分二九秒八〇）から二〇六度二八分二九秒三二・九二メートルの地点

の地点 の地点から一三四度〇七分五六秒一〇〇・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から一三四度〇七分四〇秒五・三三メートルの地点

の地点 の地点から一三四度五一分一五秒〇・五六メートルの地点

の地点 の地点から一三三度三〇分三三秒四・三八メートルの地点

の地点 の地点から一八九度二九分三三秒一・〇八メートルの地点

の地点 の地点から一六七度四四分四七秒〇・七七メートルの地点

の地点 の地点から一六九度四七分五九秒六・六四メートルの地点

の地点 の地点から一四八度三三分三七秒四・六六メートルの地点

3 面積
一、四七二・四八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字深浦字浜町二九〇番地一から二九五番地を経て三〇一番地一に至る間の土地に接する国道に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とラの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 深浦港深浦西防波堤灯台（北緯四〇度三八分四〇秒六〇、東経一三九度五五分二九秒八〇）から一二二度〇八分〇九秒三三四・七六メートルの地点

ロの地点 イの地点から六八度三五分三九秒七三・八五メートルの地点

ハの地点 ロの地点から一三四度〇七分五六秒八八・七五メートルの地点

ニの地点 ハの地点から一二二度三一分五一秒三三・〇一メートルの地点

ホの地点 ニの地点から一三五度〇三分五六秒六・〇五メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から一二四度〇八分〇〇秒一一・〇六メートルの地点

トの地点 ヘの地点から一三四度〇八分〇〇秒五・二四メートルの地点

チの地点 トの地点から一二四度〇七分五九秒一七・四一メートルの地点

リの地点 チの地点から一八七度三六分五〇秒五・一八メートルの地点

ヌの地点 リの地点から一八九度二九分三三秒一一・〇八メートルの地点
ルの地点 ヌの地点から一六七度四四分四七秒〇・七七メートルの地点

- 四 埋立地の用途
ふ頭用地
- 3 面積
八、二〇五・七二平方メートル
- ヲの地点 ルの地点から二六九度四七分五九秒二三・九八メートルの地点
- ワの地点 ヲの地点から二六九度三二分四三秒一二・九五メートルの地点
- カの地点 ヲの地点から三二二度一三分四六秒〇・七八メートルの地点
- ヨの地点 カの地点から三二二度四三分三九秒一〇・〇〇メートルの地点
- タの地点 ヲの地点から三一六度〇二分二六秒一〇・〇〇メートルの地点
- レの地点 タの地点から三一九度三六分二〇秒一〇・〇五メートルの地点
- ソの地点 レの地点から三二二度二〇分三〇秒一〇・一〇メートルの地点
- ツの地点 ソの地点から三二五度一六分五二秒一〇・一九メートルの地点
- ネの地点 ツの地点から三三〇度三〇分五三秒一〇・四二メートルの地点
- ナの地点 ネの地点から三三六度四六分二秒一〇・二五メートルの地点
- ラの地点 ナの地点から三三三度三三分〇〇秒一〇・〇四メートルの地点

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証
 の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年十一月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人自然学校エコーロッジ
- 三 代表者の氏名

木下 哲夫

四 主たる事務所の所在地

下北郡脇野沢村大字脇野沢字桂沢七二の五

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県民に対し、青森県内の自然観察ツアー事業、学習活動事業、植林事業、ギャラリー開催事業等を行うことによつて、県内の自然環境の保全と自然保護意識の向上に寄与することを目的とする。

地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成十七年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東地方農林水産事務所、中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、北地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所

二 縦覧期間

平成十六年十一月十八日から同年十二月十七日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称 三戸郡三戸町大字豊川字下原三三の一及び三三の四	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 三戸郡三戸町大字斗内字中堤二三の四 有限会社サンコー清掃
---	--

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により公告する。
 なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社大柳建設工業
- 二 代表者の氏名 大柳晴夫
- 三 免許証番号 青森県知事(〇二)第二八五四号

出 先 機 関

土地改良事業の工完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十六年十一月十七日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十五年災農地災害復旧事業 八一	鱒ヶ沢町	平成二六・一〇・三
十五年災農用施設災害復旧事業 八一〇一	"	"

むつ県土整備事務所告示第六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七條の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十一月十七日

むつ県土整備事務所長 南 山 一 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市大湊新町一七〇の五、一七〇の七五及び三八五の七四	五二・五〇メートル	六・〇二メートル	平成二六・二・八

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------